

富士見町広原区自主防災会規約

(はじめに)

広原行政区（当規約では「広原区」という）は、寒冷高地の富士見高原にあり、幸いにも大規模な自然災害には遭遇していませんが、ひとたび発生すれば大きな被害がでることは、想像に難くありません。この被害を最小限にするには、自助・共助・公助の連携が必要と言われています。自助の「自分の手で自分・家族・財産を守る備えと行動」は当然としても、公助の行政等の応急対策活動が発揮されるまで傍観しているわけにはまいりません。いざというときは地域の皆さんとお互い助け合うという自然発生的な行動が共助です。そしてこの「善意の行動」を組織化したものが「自主防災会」です。

(名称及び設置)

第1条 この会は、富士見町広原区自主防災会（以下「本会」という）と言い、広原区内に設置する。

(会 員)

第2条 本会は、広原区の区民で構成する。

(事務所の所在地)

第3条 本会は、広原区区長宅に置く

(目 的)

第4条 本会は、住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震、その他災害（以下「地震等」という）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事 業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 防災計画の策定に関する事
- (2) 防災知識の普及啓発等、予防に関する事
- (3) 地域に適合した自主的な訓練の実施に関する事
- (4) 防災資機材の備蓄に関する事
- (5) 地震等の発生時における情報収集・伝達・出火防止・初期消火、救出・救護、避難誘導、食料・飲料水の調達及び確保等応急対策に関する事

(6) その他目的を達成するために必要な事項

(役員及び任期)

第6条 本会の役員は、以下の広原区の役員等が兼任する。

- (1) 本部長 1名 (区長)
- (2) 副本部長 1名 (副区長)
- (3) 本部員 班長、又は (連絡員)
- (4) 監事 1名 (会計監査)

役員の任期は、1年とする。但し再任を妨げないものとする。

(役員の仕事)

第7条 本会の役員は、以下の仕事を担当する。

- (1) 本部長は、会務を総理する。
- (2) 副本部長は本部長を補佐し、本部長事故あるときはその仕事を代理する。
- (3) 本部員は本会の運営にあたる。
- (4) 監事は本会の会計を監査する。

(会 議)

第8条 本会に総会及び役員会を置く。

(総 会)

第9条 総会は、全会員をもって構成する。

総会は広原区の定期総会に付議する形で実施する。また必要に応じて臨時に開催することができる。それらの手順は、広原区規約に従う。

総会は次の事項を審議する。

- (1) 規約の改廃に関する事
- (2) 防災計画、予算及び決算に関する事
- (3) 事業計画、予算及び決算に関する事
- (4) その他、本会の運営に関し必要と認めた事項

(役員会)

第10条 役員会は本部長、副本部長、本部員をもって構成し、本部長が必要と認めた他の会員を招集することができる。

また、開催は広原区役員会の手順に従う。

役員会は、次の事項を審議し、実施する。

- (1) 総会に付議すべき事項

- (2) 総会より委任された事項
- (3) その他、本部長が必要と認めた事項

(会計等)

第 11 条 本会の運営に係わる経費等は、広原区収支報告書に記載し、同様の会計監査を受ける。

本会の会計年度は、毎年 1 月 1 日から始まり、12 月 31 日に終わる。

(個人情報と守秘義務)

第 12 条 本会の活動で知りえた会員等の個人情報は、守秘義務を有し、本部長の許可なく第三者に開示してはならない。

(付 則)

この規約は、平成 27 年 5 月 24 日から施行する。

(平成 27 年 1 月 20 日付は廃止する。)